

○阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

平成30年3月14日告示第31号

改正

平成31年4月12日告示第112号

令和2年3月26日告示第52号

令和3年3月31日告示第73号

阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項に基づき、予算の範囲内において阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、阿見町補助金等交付規則（昭和51年阿見町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に別表第1に定める設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、補助金の交付を申請する年度の2月末日までに補助事業を完了することが見込まれる者であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有すること（次号イ又はウに該当する者にあつては、第9条に規定にする実績報告書の提出までに住民登録をすることをいう。）。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
 - ア 自ら所有し、かつ、居住する住宅に補助対象設備を設置する者であること。
 - イ 自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて補助対象設備を設置する者であること。
 - ウ 住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得する者であること。
 - エ 第三者が所有する住宅に居住する者で、全ての所有者の承諾を受けて当該住宅に補助対象設備を設置する者であること。
 - オ 共有者がいる住宅に居住する者で、全ての共有者の承諾を受けて当該住宅に補助対象設備を設置する者であること。
- (3) 第5条の規定による補助金の交付申請時において町税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象設備を設置する住宅において、当該補助対象設備と同等の設備等に対し、本人又は本人と同一世帯に属する者が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助対象設備の設置者又は当該設置者の同居人のいずれかが、茨城県が実施しているいばらきエコチャレンジに登録し、家庭における省エネルギーに関する取組を行っていること。

(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金

の限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助金は、補助対象設備の設置された一の住宅（当該住宅が集合住宅である場合であつて、自己の専有部分において利用するために設置するときは、一戸）について1回に限り交付する。

（交付の申請）

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定して、阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条に規定する申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止等）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、必要に応じて現地調査を行うなどしてその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 阿見町補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助事業

者に通知するものとする。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその有効活用を図らなければならない。

(処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、町長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、町長は、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(協力の義務)

第16条 補助事業者は、町長から補助対象設備の設置に係る効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期間)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に交付決定した補助金に係る第12条から第16条までの規定の適用については、この告示は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 2 条関係)

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
蓄電システム	<p>(1) 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。</p> <p>(2) 住居等に設置された太陽光発電設備（発電出力が10kw未満のものに限る。）により発電される電力を充放電できるものであること。</p> <p>(3) 蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものであること。</p> <p>(4) 国の補助事業（この要綱による交付の申請を行う年度又は前年度に国が実施するものをいう。）における補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p> <p>(6) 設置に係る建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備が、それぞれの設備に関する関係法令に準拠したものであること。</p>

別表第 2 (第 4 条関係)

補助対象設備の種類	補助対象経費	補助金の限度額
蓄電システム	<p>(1) 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）</p> <p>(2) 据付・配線工事等の工事費</p>	50,000円

備考 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除したものとする。